

## 第4章

# トルコ共和国成立期の「国民」(millet) 概念に関する一考察

### はじめに

一つの発言に注目したい。

「この境界線〔1918年10月30日のムドロス休戦協定締結時点の休戦ライン〕引用者。以下〔 〕内同じ〕内には……、ムスリム諸民族 (anasırı İslâmiye)<sup>(1)</sup>からなるただ一種類の国民 (millet) が存在するということです。この境界線内にトルコ人 (Türk) が存在し、チェルケス人 (Çerkes) が存在し、そして他のムスリム諸民族 (anasırı sairei İslâmiye) が存在するのであります。かくして、この境界線こそ、混在する形で (memzuç bir halde) 居住し、すべての目的をあらゆる意味で共有する同胞諸民族 (kardeş milletleri) の国境 (hududu millî) なのであります。(皆ムスリム <islâm> だ、同胞 <kardeş> だ、の声) この国境問題を確定する条項には、大原則があります。しつこいようですが、この祖国 (vatan) の境界線内に居住するムスリム諸民族 (anasırı İslâmiye) のそれぞれに固有な、その環境、習慣、人種 (irk) に固有な特権は誠意をもって相互に承認、確認されているということです。」(TB-MMZC [1336 (1920) 4.24: 16])

この発言の主は、第一次世界大戦後の連合国およびその支援を得たギリシ

アの国土占領、連合国による国土分割案、さらに国内の分離独立運動に対する抵抗運動<sup>(2)</sup>を指導し、後にトルコ共和国初代大統領となったムスタファ・ケマル（Mustafa Kemal）。場所は抵抗運動の拠点となっていたアンカラの「大国民議会」（Büyük Millet Meclisi）。発言の期日は同議会がアンカラに開設された翌日の1920年4月24日。トルコ共和国が成立するおよそ3年半前のことである。

この発言に、1920年当時の独立戦争のパン・イスラミックな性格を読み取るものもいいだろう。しかし、ここでは国境内における非トルコ系ムスリムのエスニシティが否定されていないことに注目したい。トルコは共和制への移行過程において、帝政時代の複雑な民族関係を整理してマイノリティ問題の解決を図った。それはすなわち、仇敵関係にあったアルメニア人の放逐であり、また、ローザンヌ（Lausanne）条約に附帯した「ギリシア国およびトルコ国の住民交換に関する条約」<sup>(3)</sup>の締結（1923年1月23日）などであったのだが、住民交換の対象外とされたギリシア人や最終的にトルコ国内に残ったアルメニア人、ユダヤ人などの非ムスリムは、同年7月24日に調印されたローザンヌ条約のなかのマイノリティ住民に対する政府の法的保護義務に関する規定（第37～45条）にもとづいて、（彼らに対するトルコ政府の実際の扱いはさておき）公式にマイノリティとして認定され、法的に保護されるべき存在となった<sup>(4)</sup>。

一方で、クルド人をはじめとする非トルコ系ムスリムは、「トルコ国家に国民の絆で結ばれたトルコ人」との法的扱いを受け、マイノリティとしては公式に認定されなかった。実態において多民族国家であるトルコ共和国が、公式には国民主義にもとづく国家であることを標榜しながら、トルコ民族国家を志向して、非ムスリムに対してはトルコ人への同化が困難な存在であるとしてことあるごとに排除し<sup>(5)</sup>、非トルコ系ムスリムに対しては一貫して同化政策を推し進めてきたことは周知の事実である。それではムスタファ・ケマルの上記の発言と、共和国の民族政策とはどう繋がり、あるいは繋がらないのか。このような一見矛盾する事実を説明するためには、国家形成期にお

ける「国民」の概念を自明のものとしてとらえるのではなく、いま一度検討し直す必要があると思われる。多くの国民国家の形成期と同様、トルコ共和国の成立期にも「国民」の境界の伸縮や概念上の揺らぎがあったのではないかと推測されるからである。

そこで本章では、クルド人をはじめとする非トルコ系民族が「国民」としてどのように想定されていたか、あるいはいなかったかという点にとくに着目しつつ、トルコ共和国の「国民」形成期における「国民」の境界をめぐる議論と言説、およびその変容について考察する<sup>(6)</sup>。

## 第1節 いかなる国家の「国民」か

「トルコ国民」とは誰かという国民の境界、すなわち内実の問題を考える前に、「国民」の形成期でもあった独立戦争期に構想されていた「国民」が入るべき器の問題についてまず確認しておく必要があるだろう。つまり、独立戦争に参加した者たちが、「国民」を「オスマン国家の国民（臣民）」として想定していたのか、それともオスマン国家に代わる新国家の「国民」として想定していたのかという問題である。実のところこの議論は、1923年10月29日の共和制への移行によってトルコ共和国が誕生したことにより、「オスマン国民」の概念が存在理由を完全に失ってようやく決着するのであるが、抵抗運動の初期においては国民を「オスマン国家の国民」と理解していた者が多かったことは確かである。その段階では、念頭におかれる政治単位はオスマン帝国であり、初期の抵抗運動はオスマン帝国の存続を前提とした運動にほかならなかった。それは抵抗運動陣営が出したさまざまな規約、声明などに明白に現れている<sup>(7)</sup>。抵抗運動の組織化において、1908～18年に政権の座にあった「統一と進歩協会」(İttihat ve Terakki Cemiyeti) が果たした役割の大きさなどを考えれば、抵抗運動に加わった者の多くがオスマン帝国臣民意識と容易に決別できなかつたであろうことは想像に難くない。それだけ

に、国民をオスマン帝国に代わる国家の「国民」（「トルコ国民」）と理解していた者は少数であったろうと思われる。だからこそ、抵抗運動の初期には、否、共和国宣言直前までオスマン政体に代わる新国家建設のプランは一切公言されなかったのである。

「国民」が取るべき政体に関して、水面下で異なる考えが並立したまま、大国民議会ではその開設直後から「国民」の境界についての議論がなされている。以下ではこの議論、言説について検討するが、その前にオスマン時代における国民概念について確認しておきたい。

ミッレト (millet) の語が「国民」「民族」、すなわちnationの意味で使われ始めたのはタンズィマート (Tanzimat) 以降のことであり、「オスマン国民」の概念の初出はギュルハーネ勅令 (Gülhane Hatt-i Şerifi, 1839年) であるとされる。このとき初めて公式にmilletの語が「国民」の意味で使われた。1876年のいわゆるミドハト憲法 (Kanuni Esasi) 第8条では、「オスマン人」は次のように定義されている。

「オスマン国家のすべての臣民は、その宗教の如何にかかわらず、例外なくオスマン人と呼ばれる (Devleti Osmaniye tabiyetinde bulunan efradin cumlesine herhangi din ve meshepten olur ise olsun bila istisna Osmanlı tabir olunur.)。」(新井 [1992: 110])

ここでは、やや不明確ながらムスリム臣民と異教徒臣民の法的平等がうたわれている。青年トルコ期の思想家アブドゥッラー・ジェヴデト (Abdullah Cevdet, 1869-1932年) は、今世紀初頭の段階で、トルコ人、アラブ人、クルド人、アルメニア人等々からなるオスマン帝国のすべての住民が「一つの共通の祖国」のもとに一体化することを望んでいた。しかし一方で、19世紀後半のオスマン知識人のなかで、「オスマン国民」の内実はほぼムスリムに限られていた。たとえば、新オスマン人ナームク・ケマル (Namık Kemal, 1840-1888年) は、トルコ語をギリシア人やブルガリア人など非ムスリムに普及することが不可能だと認めながら、非トルコ系ムスリムに対してはそれが可能であり、それによって「オスマン人」の均質化が達成されると考えてい

た。青年トルコ期を代表するイスラーム主義者メフメト・アーキフ (Mehmed Âkif, 1873-1936年) は、固有な言語と習慣とをもつさまざまなミッレトに属する多くの人々が、イスラームのお陰で互いに結びつき、兄弟になつてゐると述べた。オスマン帝国のなかにも、アルバニア、クルド、チェルケス (Çerkes), ボスニア、アラブ、トルコ、ラズ (Laz) のような多くのミッレトがあるが、しかしそれを結びつける宗教という絆があり、まさにその絆がすべてのオスマン人を兄弟として生かしている。しかし、と彼は続けて、帝国内の住民の間に勃興しつつあるナショナリズムが帝国を傷つけている、と訴えた (新井 [1992: 112-115])。このように、民族や宗教を超えた「オスマン国民」という概念が提示されつつも、オスマン知識人のなかで、「オスマン国民」の内実はほぼムスリムに限られていた。この事実を踏まえたうえで、次節では、独立戦争期における「国民」の境界、定義に関する議論、言説についてみていく。

## 第2節 議会内の議論および規約、声明などにみられる「国民」概念

「国民」の境界の問題は、当然のことながら、国境画定の問題と密接に関わってくる。

大国民議会においては、1920年4月24日のムスタファ・ケマルによる開会演説のなかでこの問題がとりあげられ、そこで、「我々はエルズルム會議 (Erzurum Kongresi) で国境 (hududu milli) を定め」、それは「東部国境は3県 (Elviyei Selâseyi) 以東」、「西部国境はエディルネ (Edirne) 以西」、「最も大きな変更がなされた南部国境はイスケンデルン (İskenderun) 南部に始まり、アレッポーカトマ (Katıma) 間からジェラブリュス (Cerablüs) 橋に達するライン」、「東部地方においては、モースル州、すなわちスレイマニエ (Süleymaniye) およびキルクーク (Kerkük) 周辺 (を含む地域)」であると確認された<sup>(8)</sup>。さらに、同年5月1日の審議でもケマルは、「我々の国

境は、イスケンデルン以南から、東に向かってはモースル、スレイマニエ、キルクークを含んでおります。……キルクーク以北にはトルコ人同様クルド人もいるわけであります。我々は彼らを分離しなかったのであります」と述べて国境を再確認している<sup>(9)</sup>。ここで注目されるのは、想定国境内のトルコ人とクルド人の非分離を強調した部分である。またケマルは同セッションで、「オスマン共同体の全体性」(camiai Osmaniyenin tamamiyeti) や「アナトリアとルメリアに住む全同胞諸民族」(Anadolu ve Rumeli'de yaşayan bütün millettaşlarımız) の一体性について述べている。これらはすなわち、祖国が多民族国家であることを前提としたうえでの発言にほかならないが、祖国がムスリム諸民族から構成されるという見解は、議会開設以前のケマリスト運動陣営の規約、声明などのなかでも一貫して表明してきた。しかもそこでは、冒頭のケマル発言にみられるように、すべてのムスリム諸民族に保証されるべき諸権利についても言及されているのである<sup>(10)</sup>。

さて、非トルコ系ムスリム民族のなかでも、トルコ人とならんととりわけ重要な民族とみなされたのはクルド人であった。これは、アナトリアの民族構成においてクルド人がトルコ人に次ぐ人口を擁し、ことに東部地方においては彼らが多数派だったからであるが、それゆえにケマリスト運動の諸規約、声明、決議などにおいても、たとえば以下のようにクルド人に特別の重要性が与えられていた。

「東部諸州のトルコ人とクルド人の歴史的・人種的権利 (hukuku tarihiye ve ırkıye) が（オスマン）国民性 (<Osmanlılık> milliyeti) のもとに統合されること、ならびに、両人種 (her iki ırk) が利害上協和し、互いの諸権利を侵犯しないことを承認する。……」（東部諸州権利擁護协会声明第1回会議決議第1条、1918年12月13日。Çay and Kalafat [1990: 12]）  
 「クルド人は、その発展の自由を手にするであろう方法および形で、人種的・社会的権利 (hukuk-i ırkıye ve içtimaîye) 上優遇される対象であること……」（アマスィヤ〈Amasya〉会談第2決議書第1条、1919年10月22日。Tarih vesikalaları [1961: 361]）

つまり、クルド人はトルコ人と同等の諸権利を享受すべき固有の人種(irk)であり、民族(millet/unsur)であるとみなされていたのであった。

ここで、トルコ人とクルド人のエスニシティをめぐる議会でのある興味深い議事に注目したい。1920年5月1日の議会で、トルコ人(Türk)がまず取り組むべき仕事は社会問題、とくに公衆衛生問題であるとし、「健康でなくして、トルコ性(Türklük)なくして、我々がトルコ人になすべき仕事は何一つ形をなさない」(TBMMZC [1336 (1920) 5.1: 164])と演説したおそらくトルコ系と思われるユスフ・ケマル(Yusuf Kemal Bey, カスタモヌ〈Kastamonu〉選出)に対して、非トルコ系と推測されるエミル・パシャ(Emir Paşa, スィヴァス〈Sivas〉選出)は次のように反論した。

「ユスフ・ケマル先生(Yusuf Kemal Beyefendi Hazretleri)のご発言で、健康であることの必要性をトルコ人(Türkler)のみに望んでいるのは遺憾であります。(ムスリム〈islâm〉ということだ、の声。言葉尻をとらえるな、の声)……どうかただトルコ性(Türklük)の名のみを用いないようにしようではありませんか。なぜなら、トルコ性の名のもとに我々はここに集っているわけではないからであります。(笑い声) どうか單にトルコ人(Türk)ではなく、ムスリム(müslümanlar),あるいはオスマン人(Osmanlı)と呼べば十分であります。この祖国(vatan)には、チェルケス人、チェчен人(Ceçen), クルド人, ラズ人, さらにいくつかのムスリムの諸民族(kabaili islâmiye)がいるのです。」(TBMM-ZC [1336 (1920) 5.1: 165])

この紛糾しかかった議論を收拾しようとしたのはムスタファ・ケマル(アンカラ選出)であった。

「議会(Meclisi Âliniz)を構成するのは、トルコ人だけでもなく、チェルケス人だけでもなく、クルド人だけでもなく、ラズ人だけでもない。それらすべてから構成されるムスリム諸民族(anasırı islâmiye)であり、懇篤の情で結ばれた集合体(samimî bir mecmua)であります。……委員会(Heyeti Âliye)が代表する、法、生活、尊厳と名誉を救うべく

我々が決意した目的は、ただ一つのムスリムの民族 (*yalnız bir unsur İslâm*) だけのものではない。ムスリム諸民族 (*anasırı İslâmiye*) からなる集団に属するのであります。」(TBMMZC [1336 (1920) 5.1: 165])

ケマルは、ここでも固有の民族 (*unsur*) 集合体としての「国民」論（すなわち多民族国家論）を展開するのである<sup>(11)</sup>。

しかしながら、ここで気がつくのは、かつては「オスマン国民を構成する両輪」とまで考えられたアラブ人（新井 [1992: 118]）についての言及がみられない、つまり、アラブ人は「国民」の範囲に含まれていないことである。これは、いわゆる「アラブの反乱」(1916年) 以降シリアとイラクのアラブ系臣民の帝国からの離脱が最終段階に至り、アナトリア地域を除いてはオスマン主義の幻想が決定的になった状況を追認した結果といえよう。「国民誓約」が、明言を避けているものの、クルド人口が多数を占めるイラク北部のモースル地方の領有を主張する一方で、アラブ地域を放棄していることは明白であった。

以上の「国民」に関する説明、議論を整理すれば、「国民」が「オスマン国家の国民」と理解されていようが、オスマン国家に代わる新国家の「国民」（「トルコ国民」）と理解されていようが、かつての「ギュルハーネ勅令」とは異なって、独立戦争期においては、想定される「国民」のなかにもはや非ムスリムは含まれていなかった、逆に、ムスリムであれば非トルコ系であっても、マイノリティとはみなされなかつたということをまず指摘できよう。つまり、「国民」(*millet*) を構成するのはムスリムであるという暗黙かつ自明の合意が存在していたわけである。これは、かつての被支配民 (*reâyâ*) の「反乱」、すなわちギリシア人とアルメニア人の領土的主張<sup>(12)</sup>に対するかつての支配民としての抵抗と、それにともなって高揚したムスリム意識やパン・イスラーム主義と無関係ではない。「イスラーム世界の生存のための最後の闘い」(メフメト・アーキフ) ともみなされた独立戦争は、アブドゥル・ハミド2世期以降の戦争と同様に、パン・イスラミックな「聖戦」として的一面を備えていた<sup>(13)</sup>。

さらにその「ムスリムの国民」は、権利において対等な「トルコ人、チエルケス人、クルド人、ラズ人などのムスリム諸民族 (anasırı İslâmiye)」(ケマル) から構成されているとされた。そしてムスリム諸民族のなかでもとくにトルコ人とクルド人が「国家の基本的な主人」(ülkenin aslı sahipleri) とみなされていたが、一方でアラブ人は事実上「国民」の対象外とされていた。アラブが離反した今、国家を支える両輪がトルコ人とクルド人なのである、という言説が強調されたのである<sup>(14)</sup>。

トルコ人と、クルド人をはじめとする非トルコ系ムスリムとを結ぶ最も強い紐帯となっていたのは、宗教的連帯と祖国愛（国民意識）であった。そもそも独立戦争期に権利擁護諸協会、国民軍 (Kuva-yi Milliye), 大国民議会政府（すなわちケマル派）が喧伝したパン・イスラーム主義の最大の目的の一つは、宗教的連帯と祖国愛に訴えることによって、（想定した）国境内の非トルコ系ムスリムの忠誠を獲得し、陣営の分裂を防ぐことであった。こうした宗教的連帯と祖国愛が強調されるなかでは、祖国を分裂へと導きかねない、たとえばクルディスタンやラズィスタンといった地理的概念は、基本的に容認しえないのであった。

### 第3節 クルド人の独立戦争参加の実態

トルコ人と非トルコ系ムスリム、とりわけクルド人の一体性、不可分性が強調されたのは、それだけクルド・ナショナリズムの分離主義がケマル派陣営にとって脅威だったからだともいえる。決して一枚岩ではなかったクルド人は、独立戦争へのスタンスから少なくとも三つのグループに分類することが可能である。

第1のグループは、第一次大戦の終結によってクルド人の民族自決が現実性をもち始めたのを受け、独立国家の樹立、あるいは少なくともオスマン帝国領土内での自治の獲得を目指したクルド・ナショナリストで、ケマル派運

動に対抗した人々である。この時期はクルド・ナショナリズム運動の高揚期であり、パリに亡命していたオスマン軍士官シェリフ・パシャ (Şerif Paşa) は、1919年5月に在仏イギリス大使に自らが独立クルド国家のアミールになる意志を伝えていた<sup>(15)</sup>。スレイマニエでは、マフムード・バラザンチ (Shaykh Mahmud Barzinji) が英軍と結んで軍事行動を起こしていた (McDowall [1997: 121-122])。また、当時次々とクルド・ナショナリスト組織が結成されたが<sup>(16)</sup>、そのなかで最も有力だったのはクルディスタン復興協会 (Kürdistan Teâli Cemiyeti) であった<sup>(17)</sup>。同協会の活動は、東部諸州の「国民的」統一を目指していた東部諸州権利擁護協会にとって大きな脅威であった。そのため、東部諸州権利擁護協会はクルディスタン復興協会の懷柔を試みたが<sup>(18)</sup>、結局協会はケマリスト運動に同調しなかった（言い換れば、運動から排除された）。

第2のグループは、自らをケマリスト運動にアンデンティファイし、ムスリムの、またはトルコ人とクルド人の「共通の祖国」(vatani müşterek) 論を擁護し、帝国の再興あるいは新国家の建設のために結集した人々である。1921年7月にギリシア軍のポラトル (Polatlı) への進攻を受けて議会のカイセリ (Kayseri) への一時移転が議会で審議された際に、「我々はここにアンカラから退却するために集まっているわけではないのであります。敵と戦うために集まっているのであります。いずこにも揺れ動くことはないのであります。議会がアンカラから離れることは国民 (millet) の間に動搖を与えるであります。我々はここにとどまり、これからもとどまり続けるのであります」(Velidedeoglu [1999: 146]) と熱弁を振るったディヤブ・アー (アーガー) (Diyab Ağa, デルシム < Dersim > 選出) をはじめとして、少なからぬクルド系議員<sup>(19)</sup>がたとえば以下のようにトルコ人とクルド人の協和と一体性を訴えたのである。

- スレイマン・ネジャティ・ベイ (Süleyman Necati Bey, エルズルム選出, 『アルバイラク』<Albayrak> 紙主幹)

「ゼチ (Zec) 博士のような学者の学術的研究によって確かなのであり

ますが、アルメニア人 (Ermeni) が東部諸県に移住してくるよりも2000年も前にその地に居住し、偉大なる文明を築き上げていたトゥラン民族 (Turani bir kavim) の存在があるわけであります。そして、今日クルド人 (Kürt) と呼ばれる人々はその民族 (kavim) の子孫なのであります。これは歴史が認めた真実であります。したがって、トルコ人 (Türk) とクルド人は別個の民族 (Kavim) ではないであります。……イスラーム以降の歴史を研究すればわかりますが、常にトルコ人とクルド人は生活を共にし、イスラーム史を共に担ってきたのであります。(いまもそうだ、の声) ……今日、〔母方の〕叔父〔伯父〕、婿、甥〔姪〕にクルド人がいないトルコ人などいないのであります。〔同じように〕婿、甥〔姪〕、〔母方の〕叔父〔伯父〕にトルコ人がいないクルド人などいないのであります。かくして私の母はクルド人であります。私を母からどうやって引き離すことができましょうか。……経済的観点から考えましても、トルコ人とクルド人は互いに離れられないであります。……そこでは、トルコ人はクルド人なしで、クルド人はトルコ人なしで生きていけないのであります。両者はそれほどまでに一体であるがゆえに、血管、歴史的関係、民族性 (milliyet) および宗教の点から完全に一つの存在なのであります。……」(1922年11月3日、大国民議会, TBMMZC [1338 (1922) 11.3: 349-350])

●ユスフ・ズィヤ・ベイ (Yusuf Ziya Bey, ビトリス <Bitlis> 選出)

「ヨーロッパ人がいうに、トルコに住む少数民族 (akalliyet) のうち最大で最多〔の民族〕はクルド人 (Kürt) であります。小生はクルド人を親にもつクルド人であります。一クルド人議員として保証いたしますが、クルド人は何物をも求めていないであります。ただ長兄であるトルコ人 (büyük ağabeyleri olan Türkler) の幸福と平安を求めているだけなのであります。(拍手) ……」(1922年11月3日、大国民議会, TBMMZC [1338 (1922) 11.3: 353])

●ミュフィド・エフェンディ (Müfid Efendi, クルシェヒル <Kırşehir>

選出)

「Türkという単語からワーウ (vav) の文字を除いて、残ったTrkの語を後ろから読めば、Kürtという単語が現れ、このKürtという単語を後ろから読めばTürkの語が現れるのであります。これはつまり、トルコ人であることはクルド人ということであり、クルド人であることはトルコ人ということであります。チエルケス人であることはトルコ人ということであります。ラズ人であることはトルコ人ということであります。我々に区別など存在しないのであります。……」(1922年11月3日、大国民議会, TBMMZC [1338 (1922) 11.3: 364-365])

●ハック (Hakkı Bey, ヴァン〈Van〉選出)

「クルド人はいかなる形であれ自らをトルコ人と区別せず、トルコ人とともに最後まで絶えることなく神聖なる祖国の防衛に血を流してきたのであり、未来永劫流すのでありますから、人種的少数民族問題 (ırkı ekalliyetler meselesi) なるものは存在しないのであります。」(1922年11月3日付大国民議会議長宛電報より。TBMMZC [1338 (1922) 11.3: 375])

各人の民族論、国民論が開陳されたこれらの発言、表明は、クルド人意識とトルコ人意識はいかにして整合するのか（ひいては少数民族がいかにして多数民族の民族主義に共鳴しうるのか）を考えるうえでも示唆に富むものである。

最後の第3のグループは、状況によってクルド・ナショナリスト派（すなわち反ケマル派）にもなり、ケマル派にもなったクルド部族有力者である。多くの場合、クルド部族有力者の第一義的目的は自らの支配地域をさらに「王国化」することにあったが、独立戦争の遂行に、大衆動員力、経済力、軍事力をもつ彼らの協力は不可欠であった<sup>(20)</sup>。つまり彼らの動向が抵抗運動の成否の重要な鍵だったのである、それゆえケマルは、オスマン軍第九軍監察官としてサムスン (Samsun) に到着（1919年5月19日）するとただちに、東部地方におけるクルド独立運動の動きと、それに対するクルド部族有力者たちの動静に関して調査を開始するとともに<sup>(21)</sup>、部族有力者やクルド独立派の活動家に書簡あるいは電報を送り<sup>(22)</sup>、場合によっては自ら直接接触し

て協力を要請したのであった<sup>(23)</sup>。

実際、クルディスターーン復興協会のヌリ・デルスィミ (Nuri Dersimi) 自身が認めているように、クルド部族有力者の大半はケマリスト運動を支持した<sup>(24)</sup>。たとえば、クルディスターーン復興協会代表団としてパリ講和会議に出席していたシェリフ・パシャ (前述) が、東部アナトリアにクルドとアルメニアそれぞれの独立国家を樹立することでアルメニアと合意したというニュースが伝わると (1919年11月)，オスマン帝国議会には東部諸州から、クルド人がオスマン領土から分離する意思のないことを伝える数多くの抗議電報が寄せられた (*Türk parlamento…* [1994: 24ff])。こうした事例は枚挙にいとまがない。一例をあげれば、1921年3月17日の大国民議会で議長は「クルディスターーンのクルド人同胞たち (Kürt kardeşlerimiz) から寄せられた数多くの電報がありますが、彼らにこのような意図〔トルコ人からの分離独立〕のないこと、クルディスターーン問題なるものは存在しないことに関するものであります」と述べて、電報の一通を読み上げ、議員はこれを歓呼して迎えたのであった (TBMMZC [1337 (1921) 3.17: 132-133])。

トルコ陸軍参謀本部戦史部が編纂した独立戦争公式戦史 (T. C. Genel Kurmay Başkanlığı Harb Tarihi Dairesi [1964]) によれば、1919年から1921年までの間にケマリスト運動に対するクルド地域の反乱あるいはクルド部族反乱は4件起こっている。アリー・バトゥ (Ali Batı) の反乱 (1919年5～8月)，ジェミル・チエト (Cemil Çeto) の反乱 (1920年5月)，ミッリイー・アシレト (Millî Aşiret) の反乱 (1920年6～9月)，コチュギーリー (Koçgiri) の反乱 (1921年3～6月) がそれであるが、4件という件数は、1919年から1921年までの間にアナトリア各地で起きたケマリスト運動に対する反乱の総数が23件に達する (T. C. Genel Kurmay Başkanlığı Harb Tarihi Dairesi [1964]) ことを考えると、きわめて少ない数字だといえよう。

上記の反乱のなかで、東部アナトリアの一部にクルドの自治権を認めたセーヴル (Sevre) 条約 (1920年8月10日締結) 第62条および第64条の履行を求めたコチュギーリーの反乱は、明らかにクルディスターーン復興協会が関わっ

ていたものだったが、他のクルド反乱と同様に、大国民議会のクルド系議員や他のクルド諸部族の支持を得られないまま政府軍によって鎮圧された。ところが、その後に大国民議会政府が反乱に参加または同調した者に対してとった対応は興味深いものであった。政府は、ケマル自身の意志によって、アリシェル (Alişer) とバイタル・ヌリ (Baytar Nuri) の首謀者 2 名を除いて、スィヴァスの軍事法廷に送致されていた関係者全員を釈放し、さらにその後アリシャン・ベイ (注<sup>(23)</sup>参照) らを赦免したのである (Dersimi [1992a: 162-164])。また、1921年10月 3～5 日には、大国民議会の秘密会において複数の議員が、反乱鎮圧の際に政府軍がはたらいた「不義」 (zultüm) にふれて、それを激しい口調で糾弾している。議会内にそのような議論、雰囲気が存在していたことは注目に値しよう (TBMMGCZ [1985: 248-256, 262-270, 272-280])。

これらの事実は、大国民議会政府にとってクルド諸部族の引き留めが死活問題であったことを示しているが、同時に大国民議会政府は、クルド反乱を陣営内部の引き締めに利用した感がある。当時大国民議会政府は、クルド独立運動や反政府反乱の背後には大国民議会政府陣営の分断を画策するアルメニアやイギリスの存在があるとさかんに喧伝していた<sup>(25)</sup>。その喧伝効果の有無はともかくとして、第 1 のグループと第 3 のグループ、すなわちクルド・ナショナリストとクルド部族有力者との共闘は少数の事例を除いてみられなかった。結局クルド・ナショナリズム運動の統一化は実現しなかったのである<sup>(26)</sup>。

#### 第 4 節 議論および言説の変化（多民族国家論から単一民族国家論へ）

前節で、独立戦争期には多民族国家論が公式に言明され、トルコ人と宗教的連帯感情、祖国愛、国民意識を共有していたクルド人が少なくなかったことをみた。しかし、独立戦争の結果成立したトルコ共和国が、トルコはトル

コ民族 (Türk milleti) の国家であり、したがって、クルド人をはじめとする非トルコ系ムスリムはトルコ人に同化されるべきであるとして、トルコ民族主義政策を推し進めたことは既知のとおりである。それでは、多民族国家論にもとづく国民主義から単一民族国家論にもとづくトルコ民族主義への議論および言説の変化はどの時点で起こったのだろうか。

結論を先に述べれば、いわゆる1921年憲法（「基本組織法」〈Teşkilat-ı Esasiye Kanunu〉）の制定過程において早くもその兆候がみられる。同憲法は、1920年9月13日にその草案（「人民主義綱領」〈Halkçılık Programı〉として知られる）が議会に上程され、9月25日に特別（制憲）委員会（委員長は急進的なトルコ・ナショナリストとして知られたユヌス・ナーディー〈Yunus Nadi〉）に送られた後、10月27日に委員会の検討（修正）結果をまとめた憲法案報告書が議員に配布、11月18日からその憲法案の審議が開始され、最終的に翌1921年1月20日に全条項の審議が終了し制定されたものであるが、ここで本章との関連で注目すべきは、条文に「トルコ」の語がみられる条項——「トルコ人民政府 (Türkiye halk Hükümeti) は大国民議会 (Büyük Millet Meclisi) によって治められ、その政府は『トルコ大国民議会政府』(Türkiye Büyük Millet Meclisi Hükümeti) の名を冠する」(TBMMZC [1336 (1920) 11.18: 370])とした第3条案と、「トルコ (Türkiye) は、地理的条件および経済的理由の観点から県 (vilayet) に分けられ、県は郡 (kaza) に分けられ、また郡は郷 (nahiye) から構成される」(TBMMZC [1336 (1920) 11.18: 370])とした第11条案——の審議である。第3条案の審議は1920年11月18日に行われた。ここで同条項について制憲委員会のイスマイル・スルヒ (İsmail Suphi, ブルドゥル〈Burdur〉選出) は以下のようない説明（事実上は提案）を行った。

「これ〔第3条案〕についてご説明いたします。(必要ない、の声) 〔これを〕一ヵ所修正して承認したいのであります。諸君、同意可能な修正であります。よければ『トルコ人民政府』(Türkiye halk Hükümeti), ここに『国家』(devlet) の語を入れようではありませんか。トルコ人民政

府 (Türkiye halk Hükümeti) は大国民議会 (Büyük Millet Meclisi) によって治められ、その政府は『大国民議会政府』 (Büyük Millet Meclisi Hükümeti) と称する。いや、いや間違えました。『トルコ国大国民議会によって』 (Türkiye Devleti Büyük Millet Meclisi tarafından) となります。『人民政府』 (Halk Hükümeti) の語はありません。なぜなら前述の理由からもはや必要ないからであります。」 (TBMMZC [1336 (1920) 11. 18: 372])

「トルコ人民政府」 (Türkiye Halk Hükümeti) を「トルコ国」 (Türkiye Devleti) という表現に置き換えることを提案したこの発言は、トルコ人のエスニシティをとくに強調したものではない。しかしながら、「トルコ大国民議会政府」 (Türkiye Büyük Millet Meclisi Hükümeti) の名称が大国民議会における審議に登場したのはおそらくこれが初めてであり、その意味で同審議は画期的であった。しばしば誤解されるが、「トルコ大国民議会」 (Türkiye Büyük Millet Meclisi) の呼称は初めから「トルコ大国民議会」 (Türkiye Büyük Millet Meclisi) だったわけではない。開設当初は単に「国民議会」 (Meclisi Milli) あるいは「大国民議会」 (Büyük Millet Meclisi) という呼称が用いられていた。それが公式に「トルコ大国民議会」 (Türkiye Büyük Millet Meclisi) となったのは、1921年憲法制定のことである。

結局「トルコ国 (Türkiye Devleti) は大国民議会 (Büyük Millet Meclisi) によって治められ、その政府は『大国民議会政府』 (Büyük Millet Meclisi Hükümeti) の名を冠する」 (Kili and Göztübüyük [n.d.: 91]) として、「オスマン国家」の永続的存続を表明した国民誓約の前文に反して「トルコ国」 (Türkiye Devleti) の国名<sup>(27)</sup>を採用した第3条案は、委員会の修正案どおり承認された。一方、第3条と同様に条文内に「トルコ」 (Türkiye) の語が用いられた第11条案の審議は1920年12月14日に行われたが、「トルコ」 (Türkiye) の部分は「オスマンの国土」 (Memaliki Osmaniye) という表現が適切であるという発言 (ゼキャイ・ベイ <Zekai Bey>, アダナ選出) があった以外はさしたる質問や答弁もなされないまま (TBMMZC [1336 (1920) 12. 14:

364]), (審議過程で第7条案が削除されたので第10条として) 同条項も委員会案どおり承認された。そしてこの後、議会で「オスマン国民」について議論されることはなくなつていった。

1919年以来のギリシア-トルコ戦争がトルコの勝利で終結した1922年後半になるとさらに状況は進展する。スルタン制の廃止を決議した11月1日の議会におけるケマルの歴史的演説は、一般にスルタン制の廃止という政体の変化の文脈で理解されることが多いが、改めて読み返すと、それはトルコ民族主義の表明でもあることがわかる。この演説で、ケマルはオスマン・アイデンティティに代わる「トルコ性」を強調し、中央アジアに始まる1500年の「トルコ民族」(Türk Milleti) の歴史について語ったが、ここではもはや非トルコ人ムスリムのエスニシティについては一切言及されず、非トルコ人ムスリムの概念も「トルコ人」(Türk), 「トルコ民族」(Türk Milleti) の語のなかに包含されたのである<sup>(28)</sup>。以後、「トルコ民族」(Türk Milleti), 「トルコ人民」(Türk halkı) (「トルコの住民」<Türkiye ahalisi>, 「トルコの人民」<Türkiye halkı>, 「トルコ国民」<Türkiye milleti> とは周到に区別された表現である) の語が、はっきりと定義されないまま定着していくことになる。

それではなぜ1920年秋以降に「トルコ性」が徐々に強調されていったのだろうか。この問い合わせに対して現時点での筆者は明確な回答をもちあわせていない。トルコ・ナショナリズムの強調が、セーヴル条約を後ろ盾としたクルディスタン復興協会に代表されるクルド・ナショナリズム運動の動向と深く関わっていた（クルド・ナショナリズム運動の高揚と比例関係にあった）ことは確かである。また、クルド系の議員や部族有力者などを取り込みながら、この時期にケマルの権力基盤が固まり始め、ケマル自身が思い描く民族主義的プランの公表と実行が徐々に可能になってきたのも事実であろう。しかしながら、アンカラ政権内のパワーポリティクスの動向<sup>(29)</sup>と実際の政策決定の時期との関連を実証することはきわめて難しい。

もっとも、トルコ人とクルド人の「共通の祖国」という言説は、独立戦争終結後もしばらくの間放棄されることはなかった。いわゆるモースル問題

(クルド人口が大半を占める現イラク領モースル地方の帰属をめぐる英土間の領土問題) が未解決のまま残されていたからである。この問題は、1922年の11月から開催されていたローザンヌ (Lausanne) 講和会議においても主要議題の一つとなっていた。この問題で容易に譲歩できないトルコ大国民議会政府は、モースル地方のクルド系住民の支持を得るために、引き続きトルコ人とクルド人は一体であるという議論を展開していたが<sup>(30)</sup>、これは裏を返せば、この頃になると「共通の祖国」論がモースル問題の文脈でしか語られなくなつたことを意味していた。

### おわりに

以上、トルコ共和国の成立期（主に独立戦争期）における「国民」をめぐる議論、言説とその変容について検討してきた。いま一度整理すれば、以下のようにいえよう。すなわち、この時期においては、「国民」(millet) を構成するのは、トルコ人、チエルケス人、クルド人、ラズ人などからなるムスリム諸民族 (anasırı İslâmiye) であることが公式に表明され、さらに、それらムスリム諸民族のエスニシティはそれぞれに固有な諸権利とともに尊重されるべきものであるとされた。そして、非トルコ系ムスリム諸民族のなかではクルド人に特別な重要性が与えられ、祖国は「ムスリム諸民族の、あるいはトルコ人とクルド人の共通の祖国 (vatani müşterek)」であるという言説が強調されたが、そのなかでアラブ人は「国民」の範囲から事実上除外されていた。しかしこのような国民主義的言説と並行して、1920年秋頃から徐々にトルコ民族主義的言説が展開されるようになった。

初めて公式に「トルコ人」についての定義がなされたのは、新たに1924年4月20日に制定された基本組織法（憲法）においてである。その第88条は以下のようにいう。

「トルコの住民 (Türkiye ahalisi) は、宗教および人種 (ırk) の如何を

問わず、国民性〔国籍〕(vatandaşlık) の点からトルコ人(Türk)と呼ばれる。」(Kili and Göztüyüük [n.d.: 128])

この第88条案の審議において、ある議員(アブドゥッラー・アズミ〈Abdullah Azmi〉、エスキシェヒル〈Eskişehir〉選出)の「この条項がもとづくのは民族性(milliyet)か、国民性〔国籍〕(tabiiyet)か」という質問に対して、(制憲)委員会のジェラール・ヌリ(Celâl Nuri、ゲリボル〈Gelibolu〉選出、『イレリ』〈İleri〉紙主筆)が「国民性〔国籍〕(tabiiyet)である」と答弁したように<sup>(31)</sup>、同条項は国民主義の原則を表明したものにほかならなかつたが、一方では「トルコ国家(Türkiye Devleti)の公用語はトルコ語である」(第2条)とされた。新国家は事実上トルコ民族国家として立ち現れたのである。そして「ムスリム諸民族の、あるいはトルコ人とクルド人の共通の祖国」という言説も1924年以降ほとんど聞かれなくなった。

さらにトルコ民族主義の全面的展開の決定的な契機となったのが、1925年2～3月に東部地方を席巻したシェイフ・サイード(Seyh Said/Sex Se'id, 1868-1925年)の反乱であった。クルド・ナショナリストであり、ナクシーバンディー(Nakşibendi)教団のシェイフであったシェイフ・サイードに率いられたこの反乱の鎮圧後、教育省は、国家の分裂に繋がるとして「クルド」「チエルケス」「ラズ」「クルディスタン」「ラズィスタン」といった語の使用を禁ずる通達を出した(1925年12月8日。Özerdim [1974: 75])。以後トルコは「一民族、一国家、一言語」の民族国家の実現に突き進んでいくことになるが、このトルコ民族主義の全面的展開については、稿を改めて論じたい。

#### 〔注〕――――――――――

- (1) *anasır*は*unsur*の複数形である。*unsur*は、元来「構成要素」を意味する語であるが、オスマン帝国において19世紀後半以降「民族性」「民族」「人種」という意味合いで使われ始めた。19世紀末のオスマン語-オスマン語辞典であるシェムセッディン・サミー(Sımseddin Sami)の *Kâmüs-i Türkî* (İstanbul, 1317-1318<1899-1900>)では、用例の一つとして「*unsur-i Arab*」(アラブ民族、アラブ人)があげられている (Şemseddin [1317-1318]:

954])。また、1911年発行のディラン・ケレキアン (Diran Kélékian) のオスマン語-フランス語辞典 (*Dictionnaire Turc-Français, Constantinople*) は, *anâcyr* (anasır) の語義の一つとして「races」(人種, 民族) をあげている (Kélékian [1911: 861])。なお、ちなみに, *anasırı islâmiye*のislâmはトルコ語では文脈によって「ムスリム」の意味にも用いられる。

- (2) トルコ史で一般に「独立戦争」(İstiklal Harbi), 「国民闘争」(Millî Mücadele), 「解放戦争」(Kurtuluş Savaşı) などと称されるが, これらはいずれも後代の呼称である。この「抵抗運動」をいい表す適當な呼称がないため, 本章では「抵抗運動」, 「ケマリスト (ケマル派) 運動」, 「独立戦争」の呼称を文脈に応じて使用することとする。
- (3) トルコ国内のギリシア系キリスト教徒住民を強制的に国外へ退去させ, 国外のギリシア系ムスリム住民をトルコに公的に招致するものであった。
- (4) 詳しくは, 大月 [1996: 689-707] をみよ。
- (5) トルコ国内のギリシア系キリスト教徒住民 (ルム <rum>) については, 大月 [1996], Alexandris [1983] を, ユダヤ系住民については, Bali [1999] を参照のこと。また, 1942年に導入され, 翌年に廃止された非ムスリムに著しく不利な財産税に関する最新の研究として, Ahtar [2000] がある。
- (6) この問題はトルコ国家の本質に関わる問題であるにもかかわらず (裏を返せば関わるからこそ), 従来十分に研究がなされてきたとはいひ難い。しかし, とくに1990年代以降進展が著しいトルコのマイノリティに関する研究 (たとえば最新の重要な成果として, 上述のBali [1999] の研究や, Kiriçi and Winrow [1997], Mango [1999: 1-25], Göldüş [2000] などがあげられる) が徐々にその空白を埋めつつある。これらは結果的にトルコ共和国の「国民」概念を問い合わせるものであり, 本章もまた, このような問題関心にもとづいている。
- (7) たとえば, 東部アナトリア (諸州) 権利擁護協会規約 (*Şarkî Anadolu <Vilâyetî> Müdafaai Hukuk Cemiyeti*, 1919年8月10日. *Tarih Vesikalari*, no.2 [1941: 83-90]), スィヴァス会議におけるアナトリア・ルメリア権利擁護協会総会声明 (*Anadolu ve Rumeli Müdafaai Hukuk Cemiyeti Umumî Kongre Beyannamesi*, 1919年9月11日. *Tarih Vesikalari*, no.1 [1941: 7-8]), 「国民誓約」(*Misâk-ı Millî <Ahd-i Millî>*, 1920年2月17日にオスマン帝国下院議会で採択された抵抗運動の基本方針) など。そこでは, 「トルコ」(Türkiye) ではなくあくまで「オスマンの祖国」(Osmanlı Vatani), 「オスマンの国土」(memalik-i Osmaniye), 「オスマン共同体」(camia-i Osmaniye), 「オスマン国家」(devlet-i Osmaniye) の護持と不可分が宣言されていた。
- (8) TBMMZC [1336 (1920) 4.24: 16]. このうち, いわゆる東部3県 (カルス

〈Kars〉, アルダハン 〈Ardahan〉, バトゥーム 〈Batum〉 の 3 県) はアルメニアおよびソヴィエト=ロシアとの、モースル州はイギリスとの係争地域であった。

- (9) *TBMMZC* [1336 (1920) 5.1: 165]. これらは「国民誓約」の第 1 条および第 2 条を具体的に説明したものであった。その条文は以下のとおり。第 1 条「オスマン国家 (Devlet-i Osmaniye) のうち、もっぱらアラブ人が多数を占めて居住し、かつ1918年10月30日に休戦協定が調印された時点で敵軍の占領下にあった地域の去就は、その住民が自由に宣言する投票によって決定されるべきであるが、上記の休戦協定ラインの内外を問わず、宗教的、人種的に (ırken) 団結し、互いに尊敬し合い、献身の精神に満ち、人種的・社会的諸権利 (hukuk-ı ırkıyye ve ictimâ’iyeler) ならびに地域状況を尊重するオスマン人ムスリム (Osmanlı-İslâm) が多数を占める地域全体は、いかなる理由があろうとも決して分割しえない統一体である」。第 2 条「住民が解放された際に住民投票によって祖国に帰属した 3 県〔カルス、アルダハン、バトゥーム〕については、必要とあらば、改めて〔その帰属を〕自由な住民投票に委ねることを承認する」(さまざまな文献に引用されている「国民誓約」のテクストには異同があって、未だに確定していないが、ここでは *Misâk-ı Millî ve Türk*…… [1998: 245-246] に所収されている、1920年 2 月 17 日のオスマン帝国下院議会議事録、1920 年 2 月 17 日付『イレリ』〈İleri〉紙、1920 年 2 月 18 日付『イクダーム』〈İkdam〉紙に依拠したテクストにもとづいた。)
- (10) たとえば、「協会の目的は、東部諸州に居住するすべての民族 (anasır) の民族的・政治的権利拡大の自由を保証することである……」(Dursunoğlu [1946: 143] 所収の東部諸州権利擁護協会規約 〈Vilâyatı Şarkîye Müdafaai Hukuku Millîye Cemiyeti Nizamnamesi〉 第 2 条、1918年12月 2 日), 「上述の国土〔オスマンの国土〕に居住するすべてのムスリム諸民族 (anasırı İslâmiye) は、互いに尊敬し合い、献身の精神に満ち、人種的・社会的諸権利 (hukuku ırkıyye ve ictimaiyeler) ならびに地域状況を尊重する実の兄弟 (öz kardeş) である」(スィヴァス会議におけるアナトリア・ルメリア権利擁護協会声明第 1 条、1919年 9 月 11 日。*Tarih Vesikaları*, no.1 [1941: 7]), 「この境界線内に居住するすべてのムスリム諸民族 (akvâmi İslâmiye) は、互いに民族的 (国民的)・地域的権利 (hukuku millîye ve mahallîye) と将来の基礎のために、共通の祖国 (vatanı müsterek) を防衛し護持することで一致している」("Misâk-ı Millî ……" [1977: 41] 所収の国民誓約草案第 2 条、1920 年 1 月 19 日)。
- (11) ただし、管見のかぎり、議会では「unsur」(民族), 「millet」(国民、民族) といった概念が自明のものとして使用され、概念自体に踏み込んだ議論はなされていない。

- (12) 具体的には、ギリシアによる西アナトリアのイオニア国家構想および東部黒海沿岸のポンチス国家構想や、アルメニアによる東アナトリアの大アルメニア国家構想を指す。
- (13) 独立戦争期のパン・イスラーム政策の展開については、柏谷 [1999]。
- (14) たとえば、1923年4月にトルコ人とクルド人のみに選挙権を与えるとする選挙法改正案が上程されている (*TBMMZC* [1339 (1923) 4.3: 322-348])。
- (15) McDowall [1997: 121]。またシェリフ・パシャに関する最新の研究として、Alakom [1998] がある。
- (16) この時期に結成された組織として、クルディスタン復興協会 (Kürdistan Teâli Cemiyeti, 1918年), クルディスタン協会 (Kürdistan Cemiyeti, 1918年), クルド学生希望協会 (Kurd Talebe Hêvî Cemiyeti, 1919年), クルド教育・出版普及協会 (Kurd Tamim-i Maarif ve Nesriyat Cemiyeti, 1918年), クルド教育出版協会 (Kurd Neşri-i Maarif Cemiyeti, 1919年), クルド婦人復興協会 (Kurd Kadınları Teâli Cemiyeti, 1919年), クルド民族(国民)党 (Kurd Millî Fırkası, 1919年)などがある (Tunaya [1986: 188] およびGöldaş [1991] による)。ちなみに、ラズ民族主義団体としては、1919年にラズ民族発展協会 (Lâz Tekâmül-i Millî Cemiyeti) が設立されている。同協会については、Tunaya [1986: 456-459] を参照のこと。
- (17) クルディスタン復興協会については、Dersimi [1992a] [1992b], Tunaya [1986: 186-229], Göldaş [1991], Aytepe [1998: 329-336]などを参照のこと。ただし、クルディスタン復興協会をクルド独立派組織と単純にいいきることはできない。協会内部には、オスマン帝国内でのクルド人の民族的権利を要求する議長サイイド・アブドゥルカーディル (Seyyit Abdulkadir)を中心とする派と、副議長エミン・ベディルハン (Emin Ali Bedirhan)を中心とする分離独立派との間に路線をめぐる対立があり、それが同協会の分裂 (1920年) の主要因の一つとなった (Göldaş [1991: 193-196])。
- (18) 東部諸州権利擁護協会議長スレイマン・ナズィフ (Süleyman Nazif) らは、同協会結成直後の1918年12月にクルディスタン復興協会を訪問し、両協会の統合を要請したが、クルディスタン復興協会側はこれを拒否した (Dursunoğlu [1946: 18-19])。
- (19) K・キリシジとG・ウインロウによれば、437名の大国民議会議員のうち、およそ74名がクルド系であった。これは、クルド人が多数を占める東部地域から選出された議員が74名であったという試算である (Kirişçi and Winrow [1997: 80])。一方クルディスタン復興協会のデルスイミはとくに根拠を示さずにクルド系議員を72名としている (Dersimi [1992a: 125])。またH・ユルドゥズによれば、エルズルム会議に参加した56名の代表のうち22名がクルド系であった (Yıldız [1991: 34])。

- (20) 実際に、各戦線においてクルド諸部族の果たした役割は重要であった。たとえば、1922年7月22日の議会で、スィヴェレク (Siverek) 選出議員リュトフィ・ベイ (Lutfi Bey) は「仮軍をウルファ (Urfa) で敗走させたのはまぎれもなく反乱軍とみられたクルド人兵士であります。まぎれもなく反乱軍とみられたクルド諸部族のお陰なのであります。ニハド・パシャ (Nihad Paşa) の兵士のお陰ではないのであります」と述べている (*TBMMGCZ*, cilt 3 [1985: 565])。
- (21) 調査を通じてケマルは、クルディスタン復興協会、クルド互助協会 (Kürt Teavün Cemiyeti), ディヤルバクルのクルド・クラブ (Kürt Klubü)などのクルド・ナショナリスト組織やクルド部族有力者の動向、さらには英國のプロパガンダ活動などについて詳細な情報を得ている (Genel Kurmay Başkanlığı [1996: passim])。
- (22) たとえば以下のような人々に宛てて発信されている。Diyarbekir vilayetinde Hazro nahiyesinde eşrâf-ı hânedandan Hatip ve Mehmet Beyler: Diyarbekir vilâyetinde Garzan kaymakamı vâsıtasiyla Cemil Çeto Bey: Diyarbekir vilâyetinde Silvan'da eşrâf-ı hânedandan Sadık Bey ve Ali Ağa: Bitlis vilâyeti vâsıtasiyla Mutki kazasında Musa Bey宛 (1919年5月28日付), Diyarbekir'de On Üçüncü Kolordu Vâsıtasiyla Mebus Kâmil Beyefendi宛 (1919年5月28日付), Cemil Paşazâde Kâsim Bey宛 (1919年6月16日付), Siirt'te Garzanlı Aşiret Reisi Cemil Çeto Bey宛 (1919年9月15日付), Muş'da Hey'et-i Temsiliye A'zâsından Mirza Beyzâde Hacı Musa Bey宛 (1919年12月3日付), Eruh, Garzan Aşireti Reisi Musa ve Zinya Aşireti Reisi Resul Beylerle ve Rüfekâ-yı Muhteremesi宛 (1920年1月15日付), Garzan'da Kurdistan Meşayih-i İzâmidan Hazreti Ziyaeddin Efendi Hâzâriyla ve Rüfeka-i Muhteremesi宛 (1920年1月15日付。以上はGenel Kurmay Başkanlığı [1996: 9-14, 31-34, 100-101, 167-168, 191-195] に所収)。Mutkide Aşiret Reisi Haci Musa Bey宛 (1919年8月10日付), Bitlis Kufrevizade Şeyh Abdülbaki Efendi Hazretleri (1919年8月13日付), Şırnaklı Abdürrahman Ağa Hazretleri: Derşevli Ömer Ağa Hazretleri: Muş'aşlı Resul Ağa Hazretleri宛 (1919年8月13日付), Meb'usu Sabık Sadullah Efendi Hazretleri宛 (1919年8月13日付), Şeyh Mahmut Efendi Hazretleri宛 (1919年8月13日付), Norsins'li Meşayîhi İzâmdan Şeyh Ziyaettin Efendi Hazretleri宛 (1919年8月13日付), Garzanda Rütesadan Cemil Çeto Bey宛 (1919年8月13日付。以上は*Nutuk* [1967: 937-945] に所収)。

これらの書簡ではきわめて丁重な頭語 (“Muhterem Efendim”, “Faziletlü Efendim”, “Vatanperver Efendim”) と結語 (“arzı hurmet”, “muhabbet”, “gözlerinizden öperim”) が用いられていることに着目したい。また、上記の

Kâmil Beyefendi宛書簡（1919年5月28日付）には「人種的二兄弟」(iki ırk kardeş) というくだりが、またKâsim Bey宛書簡（1919年6月16日付）には「トルコ人とクルド人は互いに離れられない実の兄弟 (öz kardeş)」であると述べたくだりがある (Genel Kurmay Başkanlığı [1996: 12-14, 32-33])。

- (23) ケマルは、スィヴァス会議の開催前にコチュギーリー (Koçgiri) 部族のアリシャン・ベイ (Alişan Bey) と接触し、彼にスィヴァス選出という形での議員就任を要請したが、結局これは実現しなかった (Dersimi [1992a: 122-125] [1992b: 106-107])。
- (24) Dersimi [1992a: 125]. 1919年末までに少なくとも70部族がケマルへの支持を表明した (McDowall [1997: 130])。ケマルは、1916年にオスマン軍第16師団長（第2軍），さらに第2軍司令官代理として、ディヤルバクル (Diyarbakır)，ビトリス (Bitlis)，ムシュ (Muş) に赴任した経歴をもつが、その間当地のクルド部族有力者たちとときわめて良好な関係を築いていたという (Kadri Cemil Paşa [1991: 50-51])。
- (25) たとえば、1921年8月11日の議会の秘密会におけるムスタファ・ケマルの発言をみよ (TBMMGCZ, cilt 2 [1985: 212])。しかし一方で、政府はクルド人の地域限定的な自治にも理解を示した形跡がある。1921年6月、大国民議会政府閣議で、クルド人居居住地域における地域的自治の実施 (idarei mahaliyeler ihdası) が決定され、議長であるケマルが署名したこの閣議決定はメソポタミア戦線司令部に通達された (TBMMGCZ, cilt 3 [1985: 550-551])。ただし、この決定が通達されたのが当時政府がその領有を主張していたモースル地方だったことに留意したい。また、1923年1月にケマルは、イズミト (İzmit) で行われたイスタンブルの新聞各社とのインタビューで、地域的自治を保証している憲法にしたがって、どの県 (liva) のクルド人であれ、地域的自治を行う権利があると述べたとされる。このインタビュー録が1987年に2000'e Dogru誌上で公開され、トルコ国内で大きな反響を呼んだ ("Gizlenen Tutanak,....." [1987: 1-6])。
- (26) 言語的・宗教的に多様である「クルド人」がどれほどエスニック・アイデンティティを共有していたかというクルド・ナショナリズム自体の脆弱さがその本質的な要因といえるが、ここでは立ち入らない。また、対クルド政策における英仏両国の対立も大国民議会政府に有利に作用した。イギリスはクルドの自治を基本的に支持したが、フランスは中東におけるイギリスの勢力拡大に対する抑止力として「強いトルコ」を望んでいたため、すでに1919年夏の段階でケマリストに接近しており、クルド独立国家の樹立にも否定的な立場をとっていた。
- (27) 国名としての「トルコ」(Türkiye) については、ルザ・ヌル (Rıza Nur, 1879-1943年) の興味深い回顧がある。「ムスタファ・ケマルは、私とユス

フ・ケマル (Yusuf Kemal) を頻繁に招待していた。彼自身 [ムスタファ・ケマル] は丘の上に立つ農業学校に寄留していた。そこに我々はよく集まつた。政府をどう組織するか、国名はどうするか、ナーザル (nazir <オスマン時代の大臣の呼称>) に [新たに] どのような名称を与えるか、議会の名称はどうするか、等々。多くの重要案件や [国家] 建設事業について議論していた。この集まりには、ハリデ女史 (Halide Hanım), アドナン博士 (Doktor Adnan), ジェラーレッティン・アリフ (Celâlettin Arif) とジャーミー (Camî) の姿もあった。合わせて10人ほどだった。『国名はどうするか?』私は [次のように] いった。『名称を [改めて] 付ける必要はない。それは元々存在している。『トルコ』(Türkiye) [という名称が]。我々の国家は、何世紀にもわたって『至高なるオスマン国家』(Devlet-i Aliye-yi Osmâniye) と呼ばれてきた。しかし、この何世紀かはヨーロッパは我々の国を『トルコ』(Türkiye) と呼ぶようになった。私はこれについてイスタンブルの議会で述べた。さらに出版も行った。』 [こうして] 『トルコ』(Türkiye) [という国名] が受け入れられた。その後『テュルキイエ』(Türkiye) は、知ったか振りと無知によって『テュルキヤ』(Türkiya) と表記された。公印もそのように作られていた。これはトルコ語の母音調和の原則に反している。私は異議を唱えた。あるとき、イスメト (İsmet) [・イノニュ] も私に、『テュルキイエ』(Türkiye) と『テュルキヤ』(Türkiya) ではどちらが正しいのか聞いてきた。私が説明し、ようやく公印は改められた」(Rıza Nur [1968: 613-614])。このエピソードの正確な時期は本文中に記されていないため特定できないが、記述内容から判断しておそらく1919~20年のことだと思われる。ただし、彼の回顧録の内容は（出版直後に発禁となっただけあって）興味深いが全般的に誇張されている嫌いがあり、その取り扱いには十分な慎重さが必要である。ルザ・ヌルについてはさしあたりAvsar [1992] を参照のこと。

- (28) 前述の、1922年11月3日の議会におけるクルド系議員の発言を想起されたい。
- (29) 第1次大国民議会 (1920年4月~1923年4月) 内における反ケマル派勢力としては、議会開設直後から1921年初頭まで存在したさまざまな左翼グループや、1921年7月に結成され、1923年6~7月に実施された総選挙でケマル派の選挙干渉の結果大敗し、議会内党派としては第1次議会の解散とともに消滅した「第二グループ」(İkinci Grup) などがあった。しかし、ケマル派とこれらの反ケマル派勢力との間にメンバーの民族的出自や民族 (国民) 論の点においてどの程度の差異があったかについては、まだ十分に解明されているとはいえない。「第二グループ」に関する研究の空白を一気に埋めたアフメト・デミレルの大著 (Demirel [1994]) においてもその点は同様である。
- (30) たとえば、1923年1月3日の議会におけるユスフ・ズィヤ・ベイ (Yusuf

Ziya Bey, ビトリス選出) の以下の発言。「3番目に、モースル問題に注目していただきたい。……モースル周辺にはクルド人が居住しております。クルド人の大半が居住しているのはトルコでありますから、[モースルも] トルコ領となるべきであります。……ロンドンの講和会議代表団は、ただトルコ人のみからなる代表団ではなく、ただトルコ人を代表しているわけではありません。クルド人とトルコ人を代表しているのであります(祖国を代表している, の声)」(TBMMZC [1339 (1923) 1.3: 166])

- (3) TBMMZC [1340 (1924) 4.20: 908]。さらに彼は「われわれはここで民俗誌学 (etnografya) 的見地から民族性 (milliyet) を確立していないのであります」とまで述べている (TBMMZC [1340 (1924) 4.20: 909])。

### [参考文献]

#### 〈日本語文献〉

- 新井政美 [1992] 「ムスタファ・レシト・パシャからメフメット・アーキフへ—『オスマン国民』概念の淵源と影響に関する粗描一」(『人文研究』〈大阪市立大学文学部〉第44巻第12分冊)。
- 大月康弘 [1996] 「イスタンブールのギリシア人—ギリシア・トルコ関係の中の少數集団一」(『一橋論叢』第116巻第4号)。
- 柏谷元 [1999] 「トルコ独立戦争期における『ナショナリスト』のパン・イスラーム政策—特にMouvahidin Societyについて—」(『研究紀要』〈日本大学文理学部人文科学研究所〉第58号)。

#### 〈外国語文献〉

- Atatürk, Kemal [1967] *Nutuk, cilt 3 (Vesikalar)*, (7th ed.).
- Ahtar, Ayhan [2000] *Varlık Vergisi ve 'Türkleştirme' Politikaları*, İstanbul.
- Alakom, Rohat [1998] *Serif Paşa: Bir Kitib Diplomatının Firtınalı Yılları (1865-1951)*, İstanbul.
- Alexandris, A. [1983] *A Greek Minority of Istanbul and Greek-Turkish Relations 1918-1974*, Athens.
- Avşar, Bozkurt Zakir [1992] *Bir Muhalifin Portresi: Dr. Rıza Nur*, İstanbul.
- Aytepe, Oğuz [1998] "Yeni Belgelerin Işığında Kürdistan Teāli Cemiyeti," *Tarih ve Toplum*, 174.
- Bali, Rifat N. [1999] *Cumhuriyet Yıllarında Türkiye Yahudileri: Bir Türklestirme Serüveni (1923-1945)*, İstanbul.
- Çay, Abdülhalük M. and Yaşar Kalafat [1990] *Doğu ve Güneydoğu Anadolu'da*

- Kuway-i Millîye Hareketleri*, Ankara.
- Demirel, Ahmet [1994] *Birinci Meclis'te Muhalefet: İkinci Grup*, İstanbul.
- Dersimi, Dr. Vet. Nuri [1992a] *Kürdistan Tarihinde Dersim*, Diyarbakır (4th ed.).
- [1992b] *Dersim ve Kürt Millî Mücadelesine dair Hatıratım*, Ankara (rev. ed.).
- Dursunoğlu, Cevad [1946] *Millî Mücadelede Erzurum*, Ankara.
- “Gizlenen Tutanak, Atatürk, Kürtlere Özerklik” [1987] *2000'e Doğru*, 30 Aug.-6 Sep.
- Göldüş, İsmail [1991] *Kürdistan Teâli Cemiyeti*, İstanbul.
- [2000] *Lozan: 'Biz Türkler ve Kürtler'*, İstanbul.
- Kadri Cemil Paşa (Zinar Silopi) [1991] *Doza Kurdistan*, Ankara (2nd ed.).
- Kélékian, Diran [1911] *Dictionnaire Turc-français*, Constantinople.
- Kili, Suna and A. Şeref Gözübüyük [n. d.] *Türk Anayasa Metinleri*, n. p.
- Kirişçi, Kemal and Gareth M. Winrow [1997] *The Kurdish Question and Turkey*, London and Portland.
- Mango, Andrew [1999] “Atatürk and the Kurds”, *Middle Eastern Studies*, vol. 35.
- McDowall, David [1997] *A Modern History of the Kurds*, London and New York.
- “Misâk-ı Millî (Ulusal Ant) ile ilgili Bazı Belgeler” [1977] *Atatürk Haftası Armağanı*, no.6
- Misâk-ı Millî ve Türk Dış politikası'nda Musul, Kerkük ve Erbil Meselesi Sempozyumu* [1998] Ankara.
- Özerdim, Sami N. [1974] *Atatürk Devrimi Kronolojisi*, Ankara (rev. and enl. 3rd ed.).
- Rıza Nur [1968] *Hayat ve Hatıratım*, vol.3, İstanbul.
- Şemseddin Sami [1317-1318 (1899-1900)] *Kâmüs-i Türkî*, 2 vols., İstanbul.
- Tarih Vesikalari* [1941] vol.1, no.1-2
- [1961] (yeni seri), vol.1, no.3 (18).
- T.B.M.M. Zabit Ceridesi* (*TBMMZC*と略記) [1336-1340 (1920-1924)] devre: I cilt 1, 9, 24, 28, devre: II cilt 8/1, Ankara.
- T.B.M.M. Gizli Celise Zabitları* (*TBMMGCZ*と略記) [1985] cilt 2-3, Ankara (2nd ed.).
- T. C. Genel Kurmay Başkanlığı der. [1996] *Atatürk Özel Arşivinden Seçmeler IV*, Ankara.
- T. C. Genel Kurmay Başkanlığı Harb Tarihi Dairesi der. [1964] *Türk İstiklal*

- Harbi: VI nci cilt: İç Ayaklanmalar (1919-1921)*, Ankara.
- Tunaya, Tarık Zafer [1986] *Türkiye'de Siyasal Partiler, cilt 2, Mütareke Dönemi 1918-1922*, İstanbul
- Türk Parlamento Tarihi: Millî Mücadele ve T.B.M.M. 1. Dönem: 1919-1923* [1994] vol.1, Ankara.
- Velidedeoğlu, Hifzi Veldet [1999] *İlk Meclis*, İstanbul.
- Yıldız, Hasan [1991] *Fransız Belgeleriyle Sevr-Lozan-Musul Üçgeninde Kürtistan*, İstanbul (2nd ed.).